

川越市学童保育室条例の一部を改正する条例について

1 公立学童保育室の概要と条例改正の経緯

本市の公立学童保育室は、「川越市学童保育室条例」に基づき、「本市における小学校に就学している児童のうち、両親又はこれに代わる者の就労等により、家庭が常時留守になっている児童の健全な育成を図る」ことを目的として設置しています。

本市では、各市立小学校と連携し、保育スペースの確保及び職員の増員を行いながら、待機児童を発生させずに対応していますが、近年の保護者の働き方の多様化や運営経費の増加等の現状を踏まえて、学童保育室の「開室時間の延長」及び「保育料の改定」を行い、適正な運営を図るため、「川越市学童保育室条例」の一部を改正しようとするものです。

■学童保育室の概要(令和8年4月現在)

根拠法令	児童福祉法第6条の3第2項に基づく「放課後児童健全育成事業」に該当
設置数	全32か所・85支援単位※ 市内全ての市立小学校の敷地内に設置（校内余裕教室・プレハブ等）
対象児童	本市における小学校に就学している児童（1年生から6年生） 保護者が就労等により常時留守の世帯
開室時間	小学校の授業のある日（平 時）：授業終了後（午後1時）から午後6時30分まで 小学校休業日（夏季等及び土曜）：午前7時30分から午後6時30分まで
保育料	児童1人あたり月額8,000円 生活保護・市町村民税非課税世帯は免除、児童扶養手当・就学援助受給世帯は減額

※支援単位とは「利用児童の集団の規模」を指し、1支援単位の児童数は概ね40人以下とされています。

2 学童保育室の時間延長について

こどもの小学校入学を機に、保育所と比べて預かり時間が短くなる等の理由で、保護者の就労と子育ての両立が困難になるいわゆる「小1の壁」が社会問題となっており、本市の学童保育室の開室時間についても、公立保育所の開所時間より短くなっています。

こうした現状や保護者ニーズ等を踏まえ、学童保育室の開室時間を「午後7時まで」に延長しようとするものです。

■本市公立保育所と学童保育室の開所・開室時間

公立保育所		学童保育室		
区分	開所時間	区分	開室時間（現状）	開室時間（延長後）
平 日	午後7時まで	小 学 校 授 業 日	午後6時30分まで	<u>午後7時まで</u>
土 曜	午後6時30分まで	小学校休業日※		

※土曜のほか夏季等休業日を含む。

■学童保育室のお迎えに関するアンケート(令和7年11月)

延長利用希望	利用保護者の回答数(割合)
利用する予定は無い	1,194件(61%)
利用したい	753件(39%)

【開室時間の延長】
現 状：午後6時30分まで
延長後： <u>午後7時まで</u>

時間延長に伴う職員体制は、各学童保育室の正規・フルタイム職員、パートタイム職員の任用区分ごとに、新たに午後7時までのシフトを追加し、一部職員が当該シフトにスライドして勤務することにより、職員の新たな採用や人件費を追加せずに対応が可能と見込んでいます。

また、支援単位ごとに常時2人以上の職員を配置していますが、現状でも午後5時30分以降は利用児童が少なくなり、複数支援単位の児童の合同保育を行っていることから、合同保育により余剰となった職員が閉室準備（片付け等）を行ったうえで順次退勤し、閉室と併せて全職員が退勤できるよう、効率的な体制整備を図ります。

■職員の任用区分ごとの勤務シフトの一覧

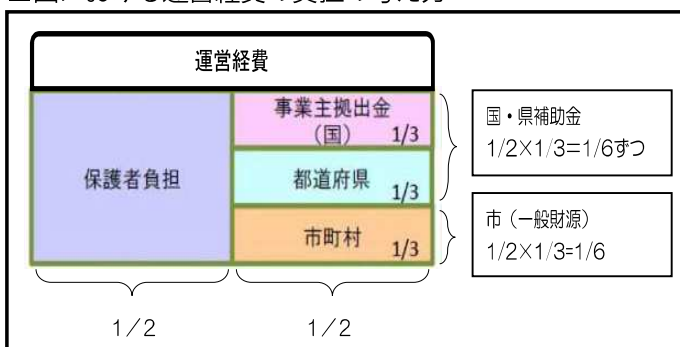
時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
正規 フルタイム (通年)		7:30~16:15 (7時間45分)											
		8:30~17:15 (7時間45分)											
			10:00~18:45 (7時間45分)										
				10:15~19:00 (7時間45分) 【追加】									
パートタイム (学校授業日)		11:00~17:00 (6時間)											
			12:45~18:45 (6時間)										
				13:00~19:00 (6時間) 【追加】									
パートタイム (学校休業日)		7:30~13:30 (6時間)											
		8:30~14:30 (6時間)											
			12:30~18:30 (6時間)										
				12:45~18:45 (6時間)									
				13:00~19:00 (6時間) 【追加】									

3 保育料について

(1) 保育料の額の改定

国が示す放課後児童健全育成事業の財源フレームでは、運営経費の負担は、「保護者負担（保育料収入）と公費負担が2分の1（50%）ずつ」とされており、公費負担分については、国・県・市が各3分の1を負担するものとされています。

■国における運営経費の負担の考え方

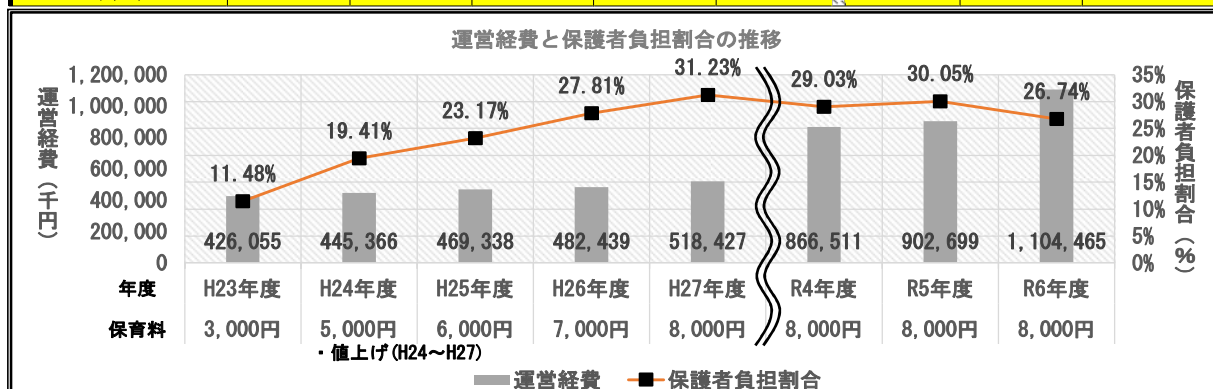


近隣自治体における運営経費の保護者負担割合は、概ね30%台となっておりますが、本市では近年、人件費の増加に伴って保護者負担割合が低下し、令和6年度には26.74%となっている状況です。

■本市学童保育室における運営経費の保護者負担割合の推移

(単位：千円)

年度 経費等	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
歳出・運営経費(A)	426,055	445,366	469,338	482,439	518,427	866,511	902,699	1,104,465
人件費	384,631	401,196	417,577	426,645	467,204	748,559	817,520	1,033,571
事業費	41,424	44,170	51,761	55,794	51,223	117,952	85,179	70,894
歳入(B)	152,487	201,820	226,073	256,681	301,815	590,891	606,377	677,734
国・県補助金	102,110	113,910	115,878	121,082	138,412	339,146	334,878	382,235
土地使用料	1,453	1,453	1,453	1,453	1,511	219	219	219
学童保育料(C)	48,924	86,457	108,742	134,146	161,892	251,526	271,280	295,280
運営経費にかかる 一般財源(D=A-B)	273,568	243,546	243,265	225,758	216,612	275,620	296,322	426,731
一般財源割合 (D/A)	64.21%	54.68%	51.83%	46.80%	41.78%	31.81%	32.83%	38.64%
保護者負担割合 (C/A)	11.48%	19.41%	23.17%	27.81%	31.23%	29.03%	30.05%	26.74%



保護者負担割合が低下傾向にあることを踏まえると、今後の学童保育室の運営の安定性を確保していくためには、保育料の改定を行うことが望ましいと考えられます。

国の考え方を踏まえ、運営経費の保護者負担を2分の1(50%)として本市の保育料を算定した場合は「11,000円」となりますが、県内自治体の学童保育料は、概ね7,000円から10,000円程度の範囲となっていることから、他市との均衡も考慮すると、保育料は「10,000円」とすることが適当であると考えられます。

【新保育料(児童1人あたり月額)】

「10,000円」(他市との均衡も考慮した額)

■県内自治体の学童保育料

自治体名	保育料(円)
1 上尾市	1~3年10,350 4年9,850 5年8,350
2 東松山市	10,000
3 鴻巣市	10,000
4 北本市	1~3年10,000 4~6年8,000
5 春日部市	9,000
6 ふじみ野市	9,000
7 幸手市	1~3年8,700 4~6年7,700
8 越谷市	8,500
9 川越市【現行】	8,000
10 さいたま市	8,000
11 朝霞市	7,500
12 吉川市	7,000
13 蓮田市	7,000
14 白岡市	7,000
15 深谷市	6,000
16 本庄市	5,500
17 熊谷市	5,000

(2) 多子世帯への負担軽減の実施

同一世帯において複数の児童が利用する「多子世帯」については、学童保育料の改定による経済的負担も大きくなります。

県内において、下表のとおり約半数の自治体（28自治体）が多子世帯への負担軽減を実施していることも踏まえ、本市でも新たに学童保育料の「多子世帯への負担軽減」を実施しようとするものです。

■県内自治体の学童保育料にかかる多子世帯の負担軽減措置（令和8年度）

負担軽減のパターン		自治体数
多子世帯への負担軽減 なし（川越市を含む）		27自治体
多子世帯への負担軽減 あり		28自治体
うち「2人目から」軽減	2人目以降1/2負担	10自治体
	2人目以降2/3・4/5負担 等	8自治体
	2人目1/2負担、3人目以降はさらに軽減	8自治体
うち「3人目から」軽減		2自治体

※施設により対応が異なる自治体や、民設民営のみの自治体は集計から除いています。

【2人目以降1/2負担 実施自治体（10自治体）】

東松山市・所沢市・嵐山町・ふじみ野市・伊奈町・熊谷市・新座市・桶川市・羽生市・行田市

県内自治体で多数となっている、同一世帯の利用児童「2人目以降2分の1負担」を本市で実施する場合、対象となる「通常世帯の2人目以降」に該当する児童は、登録児童数の12%（概ね500人）程度になると見込まれます。

保育料を10,000円として、多子世帯への負担軽減「2人目以降2分の1負担」も加味したうえで、運営経費の保護者負担割合を試算すると、下表のとおり30%に近い数値で推移する見込みとなっています。

■運営経費に占める保護者負担割合の推計

（単位：人、千円）

年度		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
推計値の項目						
登録児童数		4,465	4,534	4,571	4,606	4,648
運営経費(A)		1,199,183	1,225,106	1,251,636	1,278,787	1,306,574
保 育 料 10,000 円	学童保育料収入(B)	358,938	364,554	367,497	370,278	373,599
	保護者負担割合(B/A)	29.93%	29.76%	29.36%	28.96%	28.59%

※現行の低所得世帯の利用児童の保育料減免措置（生活保護・市民税非課税＝無料、就学援助・児童扶養手当受給＝1人目1/2・2人目以降1/4）は維持し、新たに通常世帯の利用児童2人目以降1/2とした場合の試算。

新たに多子世帯への負担軽減を実施した場合の保育料の一覧は、下表のとおりです。

■ 保育料の一覧表

世帯状況	1 人目	2 人目以降
①課税世帯(減免に該当する②～⑤を除く)	10,000 円	5,000 円
②生活保護世帯	0 円	0 円
③市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
④児童扶養手当受給世帯	5,000 円	2,500 円
⑤就学援助受給世帯	5,000 円	2,500 円

【多子世帯への負担軽減の実施】

- ・ 同一世帯における利用児童の保育料「2 人目以降 2 分の 1 負担」

4 スケジュール

	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
①開室時間延長 (～午後 7 時まで)	条例改正	延長開始		
②保育料改定 (段階的な改定)	条例改正	8,000 円 (据え置き)	9,000 円	10,000 円
③多子世帯への負担軽減 (2 人目以降 1 / 2)	条例改正		減額開始	
④システム改修	改修対応 (標準化)	改修対応 (保育料等)		

開室時間の延長については令和 9 年 4 月から実施し、保育料の改定については、現在の物価高騰や子育て世帯への負担軽減、十分な周知期間の確保の観点から、令和 1 0 年度・1 1 年度での段階的な改定を行うものとします。

また、多子世帯への負担軽減及び減免申請手続きの見直しについては、システム改修等が必要となることから、保育料の改定と併せて、令和 1 0 年 4 月から開始することとします。